

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

(平成 15 年 7 月 16 日法律第 111 号)

施行 平成 16 年 7 月 16 日 (附則参照)

改正 平成 20 年法律 70 号

(趣旨)

第 1 条 この法律は、性同一性障害者に関する法令上の性別の取扱いの特例について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この法律において「性同一性障害者」とは、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別 (以下「他の性別」という。) であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であつて、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。

(性別の取扱いの変更の審判)

第 3 条 1 家庭裁判所は、性同一性障害者であつて次の各号のいずれにも該当するものについて、その者の請求により、性別の取扱いの変更の審判をすることができる。

- 一 二十歳以上であること。
- 二 現に婚姻をしていないこと。
- 三 現に未成年の子がいないこと。
- 四 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。
- 五 その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。

2 前項の請求をするには、同項の性同一性障害者に係る前条の診断の結果並びに治療の経過及び結果その他の厚生労働省令で定める事項が記載された医師の診断書を提出しなければならない。

(性別の取扱いの変更の審判を受けた者に関する法令上の取扱い)

第 4 条 性別の取扱いの変更の審判を受けた者は、民法 (明治 29 年法律第 89 号) その他の法令の規定の適用については、法律に別段の定めがある場合を除き、その性別につき他の性別に変わったものとみなす。

前項の規定は、法律に別段の定めがある場合を除き、性別の取扱いの変更の審判前に生じた身分関係及び権利義務に影響を及ぼすものではない。

(家事審判法の適用)

第 5 条 性別の取扱いの変更の審判は、家事審判法 (昭和 22 年法律第 152 号) の適用については、同法第九条第一項 甲類に掲げる事項とみなす。

附 則（抄）

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日（平成 16 年 7 月 16 日）から施行する。

附 則（平成 20 年 6 月 18 日法律 70 号）

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日（平成 20 年 12 月 18 日）から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行の日前にされたこの法律による改正前の性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第 3 条第 1 項の規定による性別の取扱いの変更の審判の請求にかかる事件については、なお従前の例による。

（検討）

3 性同一性障害者の性別の取扱いの変更の審判の制度については、この法律による改正後の性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の施行の状況を踏まえ、性同一性障害者及びその関係者の状況その他の事情を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。